



2026年5月14日

各 位

会 社 名 ARCHION 株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO
カール・デッペン
(コード 543A：東証プライム)
問合せ先 株式&IR 部長 剣持 隆雄
(TEL. 03-4218-2150)

トヨタ自動車株式会社及びダイムラートラック社との間の

資金調達枠に係る契約締結に関するお知らせ

ARCHION 株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年4月1日付「持株会社体制への移行に伴う役員体制、会計監査人の選任並びにトヨタ自動車株式会社及びダイムラートラック社からの資金調達枠に関する基本合意に関するお知らせ」のとおり、日野自動車株式会社（以下「日野自動車」といいます。）及び三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に伴い、2026年4月1日付で、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）及びダイムラートラック社（以下「ダイムラートラック」といいます。）との間で、当社がトヨタ及びダイムラートラックから一定の資金調達を行うことができる旨の資金調達枠を設定する意向がある旨の基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、協議・検討を重ねてまいりました。

当社は、本日開催の取締役会において、本基本合意書に基づく資金調達枠に関して、①トヨタとの間で新株予約権付社債契約（以下「本新株予約権付社債契約」といいます。）を、また、②ダイムラートラックとの間で普通社債契約（以下「本普通社債契約」といいます。）を締結することを決議し、本日付で本新株予約権付社債契約及び本普通社債契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社、トヨタ及びダイムラートラックは、本経営統合後における当社グループの円滑な事業運営が行われることを確保し、また、当社の財務柔軟性をさらに高めることを目的として、本日付で、当社が、必要な時期に、①本新株予約権付社債契約に基づき、トヨタに対して、一定の条件の下で、A 種種類株式に転換可能な新株予約権付社債の発行により未償還残高の合計が2,000億円を上限として資金調達が可能である旨、また、②本普通社債契約に基づき、ダイムラートラックに対して、一定の条件の下で、普通社債の発行により未償還残高の合計が200億円を上限として資金調達が可能である旨をそれぞれ定めた、本新株予約権付社債契約及び本普通社債契約を締結いたしました。

2. 新株予約権付社債に係る資金調達枠の概要

本新株予約権付社債契約に基づく新株予約権付社債の主な内容及び発行総額等の概要は、以下のとおりです。本新株予約権付社債契約に基づく新株予約権付社債の具体的な発行金額、利率及び転換価額等の内容や発行時期等の詳細は未定であり、当社の事業戦略・財務戦略を踏まえて、市場環境に鑑みて最適な発行時期及び発行金額を検討し、必要な時期に、その都度、本新株予約権付社債契約に基づいて新株予約権付社債の具体的な内容を取締役会の決議によって決定し、新株予約権付社債を発行する予定です。

(1) 有価証券の種類	新株予約権付社債
(2) 発行予定額	未償還残高の合計が2,000億円を上限とします。
(3) 発行予定期間	2041年4月1日（本経営統合の効力発生日後15年間）までとします。
(4) 償還期限	新株予約権付社債の発行日から原則として3年間とします。なお、当社は、新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも繰上償還を行うことができます。
(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	各社債の額面金額及び経過利息の未払額の総額を転換価額で除した数のA種種類株式を発行します。
(6) 新株予約権の行使期間	下記（7）の新株予約権の行使条件が満たされることを前提に、新株予約権の割当日の翌日以降に行使可能です。
(7) 新株予約権の行使条件	償還期日の徒過、期限の利益喪失、又は当社の取締役会が認めた場合のいずれかを満たす場合に行使することができるものとします。なお、新株予約権付社債の新株予約権の転換対象株式として無議決権種類株式であるA種種類株式を用いるものの、トヨタが日本において小型トラック事業及び小型観光バス事業を営んでいることを踏まえ、当社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、当社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることを予定しております。そのため、上記行使条件の内容も踏まえると、当該A種種類株式に関して、新株予約権付社債発行後短期間に普通株式を対価とする取得請求権が行使されてトヨタの普通株式の保有比率が増加することは見込んでおりません。
(8) 新株予約権付社債の発行条件	当社グループが、本新株予約権付社債契約に定める一定の財務指標を満たさない場合その他一定の条件が満たされる場合のみ、本新株予約権付社債契約に基づき、新株予約権付社債を発行することができます。

3. 普通社債に係る資金調達枠の概要

本普通社債契約に基づく普通社債の主な内容及び発行総額等の概要は、以下のとおりです。本普通社債契約に基づく普通社債の具体的な発行金額、利率等の内容及び発行時期等の詳細は未定であり、当社の事業戦略・財務戦略を踏まえて、市場環境に鑑みて最適な発行時期及び発行金額を検討し、必要な時期に、その都度、本普通社債契約に基づいて普通社債の具体的な内容を取締役会の決議によって決定し、普通社債を発行する予定です。

(1) 有価証券の種類	普通社債
(2) 発行予定額	未償還残高の合計が200億円を上限とします。
(3) 発行予定期間	2029年4月1日（本経営統合の効力発生日後3年間）までとします。
(4) 償還期限	普通社債の発行日から原則として3年間とします。なお、当社は、普通社債の発行日の翌日以降いつでも繰上償還を行うことができます。

以上